

道の駅「越前おおの荒島の郷」屋外施設営業管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)(以下「会社」という。)が指定管理者である道の駅「越前おおの荒島の郷」(以下「道の駅」という。)の円滑な運営と快適な環境を保ち、あわせて道の駅の屋外施設で出店営業する者(以下「出店者」という。)の発展と繁栄を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 道の駅屋外施設の管理使用については、大野市及び関係法令、出店申込書及びその他の取り決めによるほか、この規則の定めるところによるものとする。

(相互協力)

第3条 出店者は、第1条の目的を達成するため相互に協力する。

第2章 出店者

(出店者)

第4条 出店を希望する者は、所定の出店申込書を会社に提出し、許可を得なければならない。

2 出店者は、暴力団等、若しくはその関係者、その他反社会的勢力でない者であること。出店許可後に判明した場合は、その時点で出店許可を取り消すものとする。

(出店申込)

第5条 出店者は、出店を希望する1週間前までに出店申込書(様式1)、誓約書(様式2)及び所定の出店料(定額分)を添えて会社に提出する。

2 会社は、出店申込書及び関係書類を審査し、申込内容が適正と認めた場合に出店者に許可書(様式3)を発行する。

第3章 営業

(営業方針)

第4条 出店者は、営業について次の事項を遵守する。

- (1) 道の駅の出店者としての品位を発揮するとともに、地元の素材や資源を活用して魅力ある商品の提供に努めること。
- (2) 商品の乱売、その他不当な営業行為をしないこと。
- (3) 従業員教育に留意し、接客サービスの向上に努めること。

(出店時間)

第5条 出店時間は、原則、道の駅の営業日及び営業時間内とする。

- (1) 道の駅の休業日は、12月31日及び1月1日、施設の法定点検日とする。
 - (2) 道の駅の営業時間は、通常期（春分の日から12月上旬）は9時から18時、冬期（通常期以外）は9時から17時までとする。
- 2 営業時間外における営業については、別途、会社と協議するものとする。

(営業種目の厳守と変更)

第6条 出店者は、道の駅屋内出店者の営業種目（メニュー等）の重ならない部分で営業するものとする。

- 2 営業種目の変更を必要とする事情が生じてきた場合は、事前に会社と協議し承諾を得るものとする。

(営業区画)

第7条 出店者が出店できる区画は5区画とする。

- 2 同時期に同区画を複数の出店申込があった場合は、会社において総合的に判断したうえで出店者を決定するものとする。
- 3 営業区画内での営業を厳守し、営業区画外において営業はしないものとする。
- 4 出店者は、営業区画外の使用を必要とする事情が生じた場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。
- 5 出店者は、営業区画内について顧客に不快な念を与えないよう、清掃、衛生、安全管理等に努めるとともに、騒音悪臭等により他の出店者に迷惑をかけないようにする。

(出店料)

第8条 1区画あたりの出店料は、次のとおりとする。

区分/出店期間		1日	1ヶ月	6ヶ月	1年
出店料	定額分	2,000円	40,000円	210,000円	400,000円
	変動分	大野市内	売上の15%		
		大野市外	売上の20%		
		福井県外	売上の25%		

※定額分金額には消費税を含む。

※変動歩合は売上金（税抜き）に対して計算する。

※電源の供給が必要な場合は別途料金が発生する。

- 2 出店料のうち定額分については、出店が許可された日から出店日までに納入するものとする。ただし、出店期間が1年の場合においては、半分を出店が許可された日から出店日までに納入し、残り半分は出店後半年以内に納入するものとする。
- 3 出店料のうち変動分については、会社の発行する請求書に基づき納入するものとする。
- 4 出店期間満了前に退店することになった場合、定額分については精算・返還しないものとし、変動分については退店日までの売上により会社の発行する請求書に基づき納入するものとする。

(店名等の表示)

第9条 出店者の掲出する店名表示その他については、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

- 2 看板の新設または変更をする場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

(行催事、広告等)

第10条 出店者は、独自に広告、行事、催事を行う場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

(放送等)

第11条 出店者が営業区画内でステレオ、有線放送等の設備、またはこれを使用する場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

(出店車両)

第12条 出店者は、出店車両がある場合について、次の各号を遵守する。

- (1) 車両等の搬入・搬出・設置には、出店者が立ち会うものとする。
- (2) 搬入・搬出・設置時間の他の出店者との調整は、会社が行うものとする。

(道の駅の指定文字、マーク等)

第13条 会社は、原則として出店者の包装紙、買い物袋等の指定は行わないものとする。

- 2 出店者が道の駅の指定文字、マークを使用する場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

(売上高の管理・報告等)

第14条 売上高の集計、売上管理等については、レシートが必要な購入者に渡せるようレジを使用し行うものとする。

- (2) 売上高の報告は、会社が指定する時間にジャーナルの写を会社に報告するものとする。

(営業上の留意事項)

第 15 条 出店者は、顧客その他第三者から苦情があったときは、速やかにその解決のための努力をするとともに、ただちに会社に報告する。

第 4 章 従業員

(売場責任者、従業員の届出)

第 16 条 出店者は、別に定める様式により売場責任者及び従業員（臨時雇用を含む）の住所、氏名、生年月日、反社会的勢力の排除等を事前に会社に届け出るものとする。また、移動のあった場合は、その都度会社に届け出るものとする。

(従業員の保健衛生)

第 17 条 出店者は、その従業員に法定伝染病及びその疑似患者等が発生した場合は、ただちに会社に届け出て必要な措置を講じるものとする。

- 3 出店者は、伝染病の危険があつて就業が不相当と認められる者、または他人に対して著しく不快の念を起こさせる者を就業させないものとする。

第 5 章 防災防犯

(火災予防措置)

第 18 条 出店者及び従業員は、火災予防上から次の事項について、これを遵守する。

- (1) 自然発火、引火あるいは爆発の恐れのある危険物は本物件内に持ち込むことを禁止する。ただし、特別の理由がある場合には必ず事前に防火管理者に届け出て、許可を受け指示に従って取り扱うものとする。
- (2) 出店者は、火器使用をする場合には必ず消火器を設置すること。

(火災発生時の措置)

第 19 条 火災発生を発見した者は、すみやかに会社に連絡するものとする。

第 6 章 建物・設備の使用

(保全)

第 20 条 出店者は、建物及び付帯施設ならびに営業区画等の使用については、善良なる管理の注意義務をもって使用する。

- 2 建物及び付帯施設の損壊、または損壊の恐れがあることを発見した場合には、すみやかに会社に連絡する。

3 出店者の管理する営業区画において、諸設備や内装の変更及び改造の必要がある場合には、事前に会社に届け出て承諾を受け、その指示に従うものとする。

(共用部分の使用)

第 21 条 出店者は、トイレの共用部分の使用については、使用後の整理、整頓及び清掃に心がけ、他の使用者に迷惑をかけることのないよう注意する。

(出退店時刻)

第 22 条 出店者の入店及び退店時刻は、原則として出店申込書で届け出た時間内とする。

(警備)

第 23 条 道の駅の保安警備は、会社が行い出店者はそれに協力する。

2 出店者の所有にかかる内装設備、商品、什器備品、釣銭、郵送物等一切の管理は、すべて出店者の責任とする。

(清掃)

第 24 条 出店者は、常に営業区画内の整理整頓に努め、清潔さを保ち美化に努めるものとする。

(ゴミの処理)

第 25 条 出店者は、営業区画内にゴミ箱を利用者に見える位置に設置し発生するゴミの回収に努めること。

2 出店者は、営業区画内において発生するゴミを可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ等大野市の基準に分別し、会社指定のゴミ袋に入れ所定のゴミ置場に廃棄する。

第 7 章 事務所等

(開扉)

第 26 条 道の駅の管理事務所の開扉時間は、通常期（春分の日から 12 月上旬）は 8 時 00 分から 18 時 00 分、冬期（通常期以外）は 8 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

(共用部分の取扱)

(駐車場利用)

第 27 条 出店者は 1 ヶ月以上の出店契約を締結する際は、必ず駐車場利用契約を結ぶものとする。

2 利用料金は、1 区画 1 月あたり 5,000 円（税込み）とする。

3 駐車場内での事故について、会社はその責任を一切負わないものとする。

4 1 区画に駐車できる車両の台数は、車両の大きさに関係なく 1 台とする。

第8章 その他

(非常連絡)

第28条 出店者は、非常の場合に通知を受ける者の住所、氏名、電話番号等を会社に届け出るものとする。変更する場合も同様とする。

(遺失物及び拾得物の取扱)

第29条 出店者は、店内での遺失物や拾得物の届け出があった場合には、すみやかに会社に届け出るものとする。

(届出報告)

第30条 会社への届出報告等は、すべて書面によるものとする。

(罰則)

第31条 この規則に違反する者、道の駅の運営に著しく支障をきたす行為をする者には指導、警告を行い、営業停止または撤去を命ずることができる。

(規則に定めのない事項)

第32条 この規則に定めのない事項及びこの規則の運用について疑義が生じた場合は、双方協議し解決する。

(規則の改正)

第33条 会社が必要と認めたときは、この規則を改正することができるものとする。その改正部分の規定は、会社が出店者に通知した日以降にその効力を生じるものとする。

附 則

(規則の施行日)

1 この規則は、2022年4月1日から施行する。